

大阪市高齢者実態調査  
協力のお願について

平成 25 年 7 月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

おおさかしこうれいしゃじつたいちょうさ きょうりよく ねが  
大阪市高齢者実態調査にご協力をお願いいたします

このたび、<sup>おおさかし</sup>大阪市では「<sup>おおさかしこうれいしゃじつたいちょうさ</sup>大阪市高齢者実態調査」を<sup>じっし</sup>実施することとなりました。

この調査は、<sup>ちようさ</sup>今後の<sup>こんご</sup>大阪市の<sup>おおさかし</sup>高齢者<sup>こうれいしゃしやく</sup>施策を<sup>すいしん</sup>推進するための<sup>しりょう</sup>資料とさせていただきます。また、<sup>し</sup>市内にお住まいの<sup>し</sup>65歳以上の<sup>かた</sup>方から<sup>にん</sup>18,000人を<sup>むさく</sup>無作為に<sup>えら</sup>び、<sup>ねが</sup>お願いしているものです。

ご回答いただきました内容はすべてコンピューターにより統計的に処理し、この調査の目的にのみ使用し、みなさまには不利益のないよう個人情報  
の保持には万全を期しております。また、この調査票及び返信用  
封筒にお名前をご記入いただく必要はございません。

<sup>なに</sup>何かとお忙しいところお手数ではございますが、<sup>いそが</sup>調査の<sup>てすう</sup>趣旨を<sup>ちようさ</sup>ご理解<sup>しゆし</sup>いただき、<sup>りかい</sup>是非とも<sup>ねが</sup>ご協力<sup>ねが</sup>いただきますよう、<sup>ねが</sup>よろしく<sup>ねが</sup>お願いいたします。

【<sup>ちようさ</sup>調査<sup>と</sup>について<sup>あ</sup>のお<sup>さき</sup>問い合わせ先】

おおさかし ぶくしきよく こうれいしゃしやくぶ  
大阪市 福祉局 高齢者施策部

こうれいふくしか  
高齢福祉課

でんわ  
電話：6208-8026

ファックス：6202-6964

うけつけじかん へいじつ ごぜん じ じ ぶん ごご じ ぶん  
(受付時間：平日 午前9時～12時15分・午後1時～5時30分)

ちょうさひよう とい  
調査票 4 ページ 問 4

サービス付き高齢者向け住宅	たんしんこうれいしゃ ふうふう せたいく く しえん あんびかくにん せいかつそつだん 単身高齢者、夫婦のみ世帯の暮らしを支援する安否確認・生活相談 などのサービスが付いたバリアフリーの賃貸住宅です。
ゆうりょうろうじん 有料老人ホーム	とくべつようごろうじん にゆうしよようけん がいどう かた こうれいしゃ 特別養護老人ホームの入居要件に該当しない方などの高齢者が にゆうきよ しょくじ にゆうよく にちじようせいかつ ひつよう 入居し、食事や入浴などの日常生活に必要なサービスを受けるこ とのできる民間施設です。

ちょうさひよう とい  
調査票 8 ページ 問12

かいごよぼうじぎょう 介護予防事業	じしん せいかつ けんこうじょうたい しつもんこうもく きほん ご自身の生活や健康状態を 25 の質問項目でチェックできる「基本 チェックリスト」により、一定の項目に該当された要支援・要介護 じょうたい たいし 状態になるおそれの高い高齢者(二次予防事業対象者)に対し、 うんどうき からだ うご ほね きんにく きのうこうじょう えいよう 運動器(体を動かすための骨や筋肉など)の機能向上、栄養 かいぜん こうくうきのうこうじょう と よぼう もくてき じっし 改善、口腔機能向上、閉じこもり予防などを目的として実施してい る介護予防のための教室や訪問事業です。
----------------------	---

ちょうさひよう とい  
調査票 14 ページ 問28

ケアハウス	さいじじょう かた しんたいきのう ていかどう じりつ にちじようせいかつ 60歳以上の方であって、身体機能の低下等により自立した日常生活 を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが いとな ぶん あん かぞく えんじょ う 困難な方などの高齢者が入居し、低額な料金で食事や入浴などの にちじようせいかつ ひつよう 日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。
にんちしょうたいあうがたきょうどうせいかつかいご (グループホーム)	にんちしょう かた たいしょう きょうどうせいかつじゆうきよ にん にちじようせいかつじょう 認知症の方を対象に、共同生活住居(5~9人)で日常生活上 せ わ きのうくんれん おこな のお世話や機能訓練などを行います。

ちょうさひよう とい  
調査票 16 ページ 問31

ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	こうれいしゃ かぞく かいご ふくし いりよう かん そうだん おう ちいき 高齢者やその家族からの介護・福祉・医療に関する相談に応じ地域 の様々な機関と協力して問題を解決したり、介護予防サービスや かいごよぼう 介護予防事業の利用にあたってケアプランを作成する施設で、お住 まいの地域によって担当するセンターが決まっています。
そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口(ランチ)	こうれいしゃ かた かぞく みじか そうだんまどぐち 高齢者の方やそのご家族のための、より身近な相談窓口です。 ちいきほうかつしえん れんけい こうれいしゃ かた しえん おこな 地域包括支援センターと連携し高齢者の方の支援を行います。

ちょうさひよう とい  
調査票 16 ページ 問31-1

かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員 (ケアマネジャー)	しんしん じょうきょう おう てきせつ かいごほけん りよう 心身の状況に応じて適切な介護保険サービスを利用できるよう しちょうそん じぎょうしゃ かいごほけんしせつなど れんらくちょうせい おこな ひと 市町村、サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人 のことで。
--------------------------------------	--

ちょうさひょう 調査票17 ページ 問31-2

<p>に じょぼうじぎょうたいしやうしや 二次予防事業対象者 (はつらつシニア)</p>	<p>ご自身の生活や健康状態を25の質問項目でチェックできる「基本 チェックリスト」により、一定の項目に該当された要支援・要介護 状態になるおそれの高い高齢者のことです。</p>
--	---

ちょうさひょう 調査票17 ページ 問32

<p>こうれいしやぎやくたい 高齢者虐待</p>	<p>高齢者の方が他者から不適切な扱いにより、権利利益の侵害や 生命、身体、財産が損なわれる状態を高齢者虐待といえます。 (例：身体的暴力。自由に動けないように縛る。鍵をかけてとじ込 める。十分に世話をしない。無視する。怒鳴る。性的な強要や嫌 がらせをする。本人のお金を無断で使う、本人のために使わせな い。など)</p>
------------------------------	---

ちょうさひょう 調査票18 ページ 問34

<p>にんちしやうしつかんいりやう 認知症疾患医療センター</p>	<p>地域の医療や介護の関係機関と連携を図りながら、認知症に関する 専門的な医療の提供や相談等を行う医療機関で、大阪市では、次 の医療機関を指定しています。 ・ 大阪市立大学医学部附属病院 ・ ほくとクリニック ・ 大阪市立弘済院附属病院</p>
---------------------------------------	---

ちょうさひょう 調査票22 ページ 問42

(1)	<p>ろうじんふくし 老人福祉センター</p> <p>各区にあり、趣味・教養の講座やレクリエーションを行っています。</p>
(2)	<p>ろうじんいこい いえ 老人憩の家</p> <p>高齢者の教養の向上やレクリエーション等の活動の場、また、 地域住民等のボランティア等の自主活動の場として小学校下を 基本として整備しています。地域によっては、福祉会館などの 名称の地域もあります。</p>
(3)	<p>じんざい シルバー人材センター</p> <p>臨時的、短期的な仕事を提供しています。</p>
(4)	<p>しやうがいがくしやう 生涯学習センターの こうれいしやむ こうざ 高齢者向け講座</p> <p>生涯学習センター・市民学習センターで、各種講習・講座や 生涯学習に関する相談・情報提供を行っています。</p>
(5)	<p>しやうがいがくしやう 生涯学習ルーム事業</p> <p>小学校で各種の講習・講座を開設しています。</p>
(6)	<p>しりつぶんかしせつなど 市立文化施設等 けいろうゆうたい 敬老優待</p> <p>市立文化施設などへ優待します。(入園料・入館料が無料)</p>
(7)	<p>けいろうゆうたいじやうしやしやう 敬老優待乗車証</p> <p>70歳以上の方に市営交通機関(地下鉄・市バス・ニュートラム) の無料乗車証を交付しています。</p>
(8)	<p>こうれいしやにやうよくりやうりやう 高齢者入浴利用料 わりびきじぎやう 割引事業</p> <p>70歳以上の方に、月2回(1日と15日)公衆浴場入浴料金の 割引を実施しています。</p>

ちょうさひょう とい  
調査票22 ページ 問42

(9)	スポーツ施設の <sup>しせつ こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>わりびき</sup> 割引	市 <sup>しえい</sup> 宮 <sup>おくが</sup> 屋 <sup>い</sup> 外 <sup>あくない</sup> ・屋 <sup>じょう</sup> 内 <sup>じょう</sup> プール、アイススケート場、トレーニングルームでは、 <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>わりびき</sup> 割引( <sup>こどもりょうきん</sup> 子供料金 <sup>どうがく</sup> と同額 )を <sup>じっし</sup> 実施しています。
-----	--	---

ちょうさひょう とい  
調査票23 ページ 問43

(1)	食事の <sup>はいしょく</sup> 配食サービス <sup>はいしょく</sup> (大阪市生活支援型 <sup>あおさかしせいかつしえんがた</sup> 食事サービス)	ひとり暮らしや <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>せたい</sup> だけの世帯 <sup>たい</sup> に対する <sup>あんびかくにん</sup> 安否確認 <sup>か</sup> を兼ねた <sup>はいしょく</sup> 配食サービスです。
(2)	食事の <sup>かいしょく</sup> 会食サービス <sup>かいしょく</sup> (ふれあい型 <sup>がたしよくじ</sup> 食事サービス)	老人 <sup>ろうじんいこい</sup> 憩 <sup>い</sup> の家 <sup>いえ</sup> などひとり暮らしや <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>せたい</sup> だけの世帯 <sup>たい</sup> に対する <sup>かいしょく</sup> 会食 <sup>ちゅうしん</sup> を中心としたサービスです。
(3)	日常生活用具 <sup>にちじょうせいかつようぐきゅうぶ</sup> 給付 <sup>じぎょう</sup> 事業	在宅 <sup>ざいたく</sup> 高齢者 <sup>こうれいしゃ</sup> の生活 <sup>せいかつ</sup> の便宜 <sup>べんぎ</sup> を図 <sup>はか</sup> るために、 <sup>かさいけいほうき</sup> 火災警報器 <sup>じどうしょうかき</sup> ・自動消化器 <sup>でんじちようりきとう</sup> ・電磁調理器 <sup>きゅうぶ</sup> 等を <sup>きゅうぶ</sup> 給付 <sup>きゅうぶ</sup> します。
(4)	緊急通報 <sup>きんきゅうつうほう</sup> システム	ひとり暮らしや <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>せたい</sup> だけの世帯 <sup>たい</sup> 等 <sup>きんきゅうつうほう</sup> に対して、緊急通報装置 <sup>きんきゅうつうほう</sup> を貸与 <sup>たいよ</sup> し、緊急時 <sup>きんきゅうじ</sup> にボタン <sup>お</sup> を押 <sup>お</sup> して通報 <sup>つうほう</sup> します。
(5)	ごみの <sup>も</sup> 持ち出し <sup>だ</sup> サービス	ひとり暮らしや <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>せたい</sup> だけの世帯 <sup>たい</sup> に対して、家庭 <sup>かてい</sup> までごみの <sup>しゅうしゅう</sup> 収集 <sup>しゅうしゅう</sup> に <sup>うかが</sup> 伺 <sup>うかが</sup> います。
(6)	あんしん <sup>あんしん</sup> さぼーと事業 <sup>じぎょう</sup> (日常生活 <sup>にちじょうせいかつ</sup> 自立 <sup>じりつ</sup> 支援 <sup>しえん</sup> 事業 <sup>じぎょう</sup> )	認知症 <sup>にんちしょう</sup> などで判断 <sup>はんだん</sup> 能力 <sup>のうりよく</sup> が不 <sup>ふ</sup> 十分な <sup>ふじゅうぶん</sup> 方 <sup>かた</sup> や金銭 <sup>きんせん</sup> 管理 <sup>かんり</sup> に不安 <sup>ふあん</sup> のある <sup>ひとりく</sup> 一人暮らし <sup>ひとりく</sup> らしなどの <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>かた</sup> の方に、福祉 <sup>ふくし</sup> サービスなどの <sup>りょうえんじょ</sup> 利用援助 <sup>きんせんかんり</sup> 、金銭 <sup>きんせん</sup> 管理 <sup>かんり</sup> サービス、大切 <sup>たいせつ</sup> なものの <sup>あず</sup> 預かりサービス <sup>あず</sup> をおこないます。
(7)	成年後見 <sup>せいねんこうけん</sup> 制度 <sup>せいど</sup>	認知症 <sup>にんちしょう</sup> などで判断 <sup>はんだん</sup> 能力 <sup>のうりよく</sup> が不 <sup>ふ</sup> 十分な <sup>ふじゅうぶん</sup> 方々 <sup>かたがた</sup> を <sup>ほご</sup> 保護 <sup>しえん</sup> 、支援 <sup>しえん</sup> するために <sup>ほうてき</sup> 法的 <sup>ほうてき</sup> に <sup>けんげん</sup> 権限 <sup>あ</sup> を与 <sup>あた</sup> えられた <sup>こうけん</sup> 後見人 <sup>こうけん</sup> などが、 <sup>こうれいしゃ</sup> 高齢者 <sup>かた</sup> の方 <sup>かた</sup> の <sup>いし</sup> 意思 <sup>せい</sup> や生活 <sup>せいかつ</sup> ・身体 <sup>しんたい</sup> 状 <sup>じょうきょう</sup> 況 <sup>そんちょう</sup> を <sup>せい</sup> 尊重 <sup>せい</sup> しながら、生活 <sup>せいかつ</sup> や財産 <sup>ざいさん</sup> を守る <sup>まも</sup> 制度 <sup>せいど</sup> です。